

様式1-1

被相続人居住用家屋等確認申請の提出書類（申請書に添付する書類）について

※提出された書類により確認ができなかった部分は、補完資料として⑧その他の書類を提出

提出書類	入手先	注意点等
① <input type="checkbox"/> 被相続人の除票住民票	本庁舎1F市民課 尾西事務所窓口課 木曾川事務所総務窓口課 各出張所	・コピー不可 ・被相続人が老人ホームに入所していた場合で、入所後別の老人ホーム等に転居していた場合は『死亡日の確認ができるもの』及び『戸籍の附票』
② <input type="checkbox"/> 相続人の住民票	住所地の市町村窓口等	・コピー不可 ・当該家屋の <b>譲渡日以降の日付</b> で取得 ・契約特約等により、 <b>被相続人の死亡日以降に、相続人が2回以上転居している場合</b> 、『戸籍の附票』の提出が必要 ・当該家屋又は敷地の相続人が複数いる場合は、相続人全員分の『住民票』が必要（申請の有無にかかわらず必要）
③ <input checked="" type="checkbox"/> 譲渡日(引渡し日)を確認できるもの		
<input type="checkbox"/> 当該家屋又はその敷地等の <b>売買契約書の写し等</b>	仲介不動産業者等	・相続人が売主となっていること ・契約特約等により、 <b>売買代金全額受領日に所有権が移転する場合</b> 、『振り込み日を確認できるもの』 ・契約書により譲渡日を確認できなかった場合、契約書に加えて『登記事項証明書(譲渡日が分かるもの)』等
④ <input checked="" type="checkbox"/> 相続人の数を確認できるもの		
<input type="checkbox"/> 当該家屋及びその敷地の <b>登記事項証明書等</b>	法務局	・コピー不可 ・登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、『遺産分割協議書』等でも代用可
⑤ <input type="checkbox"/> (i)～(iii)の書類の <b>いずれか</b>	複数の書類が提出された場合は、当該複数の書類のすべて	
(i) <input type="checkbox"/> 電気、水道又はガスの <b>使用中止日</b> (閉栓日、契約廃止日等)が <b>確認できる書類</b>	契約をしていた各種会社等 本庁舎10F営業課(水道)	・電気、水道又はガスの <b>いずれかひとつ</b> ・ <b>被相続人の死亡日から譲渡日までの期間に</b> 、『使用中止されていることが確認できるもの』で、 <b>契約者氏名及び所在地が記載されていること</b> ・契約をしていた各種会社等へ、「契約(解約)状況の分かる書類」と、請求してください
(ii) <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であることを表示して <b>広告していることを証する書面</b>	宅地建物取引業者	・『広告チラシ』や、『宅地建物取引業者のホームページ画面の印刷』でも可 ・ <b>現況「空き家」であることを記載したもの</b>
(iii) <input type="checkbox"/> その他		・やむを得ない事情で(i)(ii)の書類のいずれもご用意できない場合、ご相談ください
⑥ <input checked="" type="checkbox"/> 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合、(i)～(iii)の書類の <b>すべて</b>		
(i) <input type="checkbox"/> 要介護認定等を受けていたことを明らかにする書類	各認定機関等 福祉施設等	・介護保険の被保険者証の写し ・障害福祉サービス受給者証の写し ・要介護認定、要支援認定等を受けたことを証する書類 ・要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録 など
(ii) <input type="checkbox"/> 施設入所時における契約書の写し等		入所していた施設が以下の施設等であること ア 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム イ 介護老人保健施設、介護医療院 ウ サービス付き高齢者向け住宅 エ 障害者支援施設、共同生活援助を行う住居
(iii) <input type="checkbox"/> 相続発生直前まで被相続人が当該空き家を一定使用し、かつ、事業等の用に供されていないことを証する書類	契約をしていた各種会社等 本庁舎10F営業課(水道) 各認定機関等 福祉施設等	ア 電気、水道、ガスの <b>契約名義及び使用中止日が分かる書類</b> （⑤(i)と兼用可） イ 老人ホーム等が保有する <b>外出、外泊等の記録</b> など ウ その他要件を満たしていることを認めることができるような書類
⑦ <input type="checkbox"/> 委任状	一宮市のウェブページID: 1019462 右の電子コードを読み取ると、ウェブページへ移動します	・申請者本人が窓口で申請する場合は提出不要 ・相続人が複数で、代表者が申請する場合は他の相続人の分が必要 ・任意の書式でも可 ・自署又は記名押印
⑧ <input type="checkbox"/> その他		・必要に応じて提出をお願いする書類



<問合せ先・申請受付窓口>

一宮市建設部住宅政策課  
対策グループ  
〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

TEL: 0586-85-7010(直通)  
FAX: 0586-73-7809  
E-MAIL: jusei@city.ichinomiya.lg.jp